(証券コード　8186)
平成27年３月６日

株　主　各　位

東京都江東区有明三丁目６番11号
株式会社　大　塚　家　具
代表取締役社長　大塚　久美子

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月26日(木曜日)午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月27日(金曜日)　午前10時

２．場　　所　東京都江東区有明三丁目６番11号
東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館　９階会議室
(前回と同じビルですが、会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようにご注意下さい。)

３．株主総会の目的事項

報 告 事 項　第44期(自平成26年１月１日 至平成26年12月31日)事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

〈会社提案(第１号議案から第４号議案まで)〉

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

〈株主提案（第５号議案及び第６号議案）〉

第５号議案　取締役10名（大塚勝久、大塚勝之、渡辺健一、池田真吾、所芳正、岩崎二郎、宇田川秀人、富松善彦、名取勝也、伊藤勝彦）選任の件

第６号議案　監査役２名（渡辺弘和、毛塚邦治）選任の件

上記株主提案（第５号議案及び第６号議案）についての議案の要領及び提案理由は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

４．招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案議案については「賛成」、株主提案議案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面（委任状）及び②株主様の議決権行使書用紙その他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。

なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

(3) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知下さいますようお願い申し上げます。

５．議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、株主様より、株主提案がなされております。その内容は、後記の「株主総会参考書類」の44頁から50頁に第５号議案及び第６号議案として記載しておりますが、当社取締役会はこの株主提案に対して反対しており、その旨を「株主総会参考書類」の50頁から54頁に「第５号議案及び第６号議案の株主提案に対する当社取締役会の意見」として記載しております。

取締役の選任については、会社提案の第２号議案に加え、株主提案の第５号議案においても、また、監査役の選任については、会社提案の第３号議案に加え、株主提案の第６号議案においても提案されておりますが、これらの議案はそれぞ

れ全部又は一部両立しない関係にありますので、議決権を行使される場合には、次の①及び②の注意事項を確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

①取締役の選任についての第２号議案及び第５号議案の議決権行使に関する注意事項

当社定款は、「当会社の取締役は、10名以内とする」と定めています。他方、会社提案の第２号議案及び株主提案の第５号議案では、それぞれ取締役10名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者が選任されると、定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は両立しない議案となっております。

つきましては、議決権行使書用紙の郵送により議決権を行使される場合には、「会社提案か、株主提案のいずれかに賛成し、他方に反対する」あるいは「会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から、10名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、株主の皆様の賛否をお示し下さいますようお願いいたします。なお、第２号議案及び第５号議案で合わせて10名を超える候補者に賛成の記載がされた場合、第２号議案及び第５号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

②監査役の選任についての第３号議案及び第６号議案の議決権行使に関する注意事項

当社定款は、「当会社の監査役は、４名以内とする」と定めており、当社の現任監査役のうち、本総会終結後も任期が継続する監査役は１名です。他方、会社提案の第３号議案では監査役３名の選任を、株主提案の第６号議案では監査役２名の選任をそれぞれ提案しており、両議案の全ての候補者が選任されると、定款に定める監査役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は一部両立しない議案となっております。

つきましては、議決権行使書用紙の郵送により議決権を行使される場合には、「会社提案か、株主提案のいずれかに賛成し、他方に反対する」あるいは「会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から、３名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、株主の皆様の賛否をお示し下さいますようお願いいた

します。なお、第３号議案及び第６号議案で合わせて３名を超える候補者に賛成の記載がされた場合、第３号議案及び第６号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/ir.html)に掲載させていただきます。
◎　代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(委任状)及び②株主様の議決権行使書用紙その他の株主様本人を確認できる資料を、可能な限り、平成27年３月26日(木曜日)午後６時までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自平成26年１月１日
至平成26年12月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、個人消費においては消費税率引上げに伴う駆け込み需要の発生とその反動減の長期化が見られましたが、景気全体としては緩やかな回復基調にありました。

このような環境のもと、当社ではブランドイメージ再構築をはじめ営業・マーケティング戦略の見直しに取り組みました。

上期におきましては、耐久消費財としての家具・インテリアに対する価値観の醸成や、店舗内を見せることによる来店に対する心理的障壁の軽減を企図したものなど新たなテレビＣＭを展開。消費者とのコミュニケーションにおいて重要なウェブサイトでは、インテリア相談のための来店予約を促すオンラインツーオフラインも開始しました。

下期におきましては、消費増税後の消費マインドの低下を考慮しつつ、イメージ訴求と販売促進の両側面に注力した広告活動、販売促進と連動した売り場づくり、より魅力的な商品構成の実現に向けた在庫調整や為替動向を念頭とした価格調整を含む商品政策の見直し、業務全般の効率化を企図した組織改編など、様々な見直しを図りました。

以上の結果、売上高は555億１百万円(前期比1.3％減)となりました。主な内訳は、店舗売上が542億13百万円(前期比1.9％減)、コントラクト売上は12億23百万円(前期比39.8％増)となりました。売上総利益は、305億98百万円(前期比1.5％減)となりました。販売費及び一般管理費は、310億円(前期比2.6％増)、営業損失は４億２百万円(前期は８億43百万円の利益)、経常損失は２億42百万円(前期は10億４百万円の利益)となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の特別利益21億49百万円、厚生年金基金解散損失引当金繰入額や減損損失など特別損失９億54百万円の計上により、４億73百万円(前期比44.7％減)となりました。

部門別商品別売上高

区分		金額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家具	収納家具	1,142	2.1	△7.6
	和家具	224	0.4	△5.2
	応接	12,804	23.1	△1.5
	リビングボード	2,877	5.2	△3.8
	学習・事務	2,760	5.0	0.9
	ダイニング	10,994	19.8	0.6
	ジュータン・カーテン	4,532	8.2	△7.0
	寝具	14,620	26.3	△2.6
家具	電気・住器	1,983	3.6	1.8
	単品	1,620	2.9	1.7
	リトグラフ・絵画	23	0.0	△17.6
	その他	1,858	3.3	16.7
	家具売上高計	55,442	99.9	△1.3
不動産賃貸収入		59	0.1	0.0
合計		55,501	100.0	△1.3

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は約６億65百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティングを支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」を不断に取り組むべき第一義的な課題と考え、経営戦略の推進及びそのために必要となる経営体制の整備を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区分＼年度	第41期 (平成23年12月期)	第42期 (平成24年12月期)	第43期 (平成25年12月期)	第44期(当期) (平成26年12月期)
売上高（百万円）	54,366	54,520	56,230	55,501
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	1,304	1,317	1,004	△242
当期純利益（百万円）	203	640	856	473
1株当たり当期純利益（円）	10.51	34.21	46.19	25.53
総資産（百万円）	41,751	41,725	47,657	46,710
純資産（百万円）	32,666	32,799	36,250	34,665

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号)により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

(11) 主要な事業内容

家具小売(収納、寝具、ダイニング、応接家具等)

(12) 主要な営業所等

名　　称	所　　在　　地	ＴＥＬ
本　　社	東京都江東区有明三丁目６番11号	03(5530)4321㈹
有明本社ショールーム	東京都江東区有明三丁目６番11号	03(5530)5555㈹
銀　座　本　店	東京都中央区銀座一丁目９番13号	03(3562)4321㈹
春日部ショールーム	埼玉県春日部市中央一丁目９番７号	048(754)4321㈹
所沢ショールーム	埼玉県所沢市北中二丁目177番４号	04(2928)4321㈹
新宿ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番１号	03(5379)4321㈹
立川ショールーム	東京都立川市曙町二丁目39番３号	042(523)4321㈹
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番５号	045(650)4321㈹
名古屋栄ショールーム	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番27号	052(951)4321㈹
名古屋星崎ショールーム	愛知県名古屋市南区星園町35	052(819)4321㈹
神戸ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目２番２号	078(360)4321㈹
大阪南港ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目１番10号	06(6612)4321㈹
福岡ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町３番１号	092(281)4321㈹
仙台ショールーム	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目２番15号	022(714)4321㈹
LIFE STYLE SHOP 名古屋駅前	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目８番19号	052(551)4321㈹
Modern Style Shop 淀屋橋	大阪府大阪市中央区道修町三丁目６番１号	06(6222)4321㈹
横浜アウトレット	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番１	045(505)4321㈹
法　人　営　業　部	東京都江東区有明三丁目６番11号	03(6426)0133㈹
青海サービスセンター	東京都江東区青海四丁目４番15号	03(5564)0011㈹
横浜サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番１	045(505)1234㈹
名古屋星崎サービスセンター	愛知県名古屋市南区星園町35	052(819)0011㈹
大阪港サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目６番15号	06(6572)1011㈹
九州サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目３番１号	092(963)5711㈹
仙台サービスセンター	宮城県仙台市泉区大沢三丁目３番１号	022(772)4321㈹

（注）1. LIFE STYLE SHOP 名古屋駅前を平成26年４月17日をもちまして開設いたしました。
2. 法人営業部及びコントラクト業務部を平成26年８月８日をもちまして統合し、法人営業部といたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,172 名	△25 名	37.6 歳	12.8 年
女性	577	25	32.2	8.3
合計又は平均	1,749	0	35.8	11.3

(注) 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項 (平成26年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　43,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　18,535,566株(自己株式864,434株を除く。)

(3) 株主数　　5,036名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚勝久	3,500 千株	18.88 %
株式会社ききょう企画	1,892	10.21
日本生命保険相互会社	1,140	6.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	915	4.94
東京海上日動火災保険株式会社	624	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	570	3.08
大塚家具従業員持株会	552	2.98
大塚春雄	522	2.82
株式会社ジャックス	480	2.59
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	389	2.10

(注) 持株比率は、自己株式864,434株を除外して算出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	大　塚　勝　久	
取　締　役	大　塚　勝　之	専務執行役員営業本部長
取　締　役	佐　野　春　生	上席執行役員流通本部長
取　締　役	渡　辺　健　一	執行役員営業副本部長兼営業推進部長
取　締　役	大　塚　久美子	
取　締　役	中　尾　秀　光	ホウライ株式会社最高顧問 シップヘルスケアホールディングス株式会社監査役(社外監査役)
取　締　役	阿久津　　聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ニフティ株式会社取締役(社外取締役) 株式会社アダストリアホールディングス取締役(社外取締役)
取　締　役	長　沢　美智子	東京丸の内法律事務所パートナー 日本振興清算株式会社代表清算人 国土交通省独立行政法人評価委員会委員
常勤監査役	豊　住　　博	
監　査　役	松　本　真　輔	中村・角田・松本法律事務所パートナー 日本オープンエンド不動産投資法人監督役員 株式会社エスエルディー監査役(社外監査役) 早稲田大学大学院法務研究科教授
監　査　役	西　山　　都	公認会計士

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

就任

平成26年３月28日付

取　締　役　　大　塚　勝　之

取　締　役　　渡　辺　健　一

2. 当事業年度中の取締役の担当の異動

平成26年３月28日付

氏　名	(新)	(旧)
大　塚　久美子	代表取締役社長兼業務管理部管掌	代表取締役社長兼営業本部長兼業務管理部管掌
佐　野　春　生	取締役上席執行役員商品流通本部長	取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長

平成26年４月23日付

氏　名	(新)	(旧)
大　塚　久美子	代　表　取　締　役　社　長	代表取締役社長兼業務管理部管掌

平成26年７月23日付

氏名	(新)	(旧)
大塚勝久	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長
大塚久美子	取締役	代表取締役社長

平成26年８月８日付

氏名	(新)	(旧)
大塚勝之	取締役専務執行役員営業本部長	取締役常務執行役員営業本部長
佐野春生	取締役上席執行役員流通本部長	取締役上席執行役員商品流通本部長
渡辺健一	取締役執行役員営業副本部長兼営業推進部長	取締役執行役員営業副本部長兼有明本社ショールーム店長

3. 当事業年度末日後の取締役の異動
退任
平成27年１月16日付
取締役　中尾秀光
取締役中尾秀光氏は、辞任による退任であります。

4. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動
平成27年１月28日付

氏名	(新)	(旧)
大塚勝久	代表取締役会長	代表取締役会長兼社長
大塚久美子	代表取締役社長	取締役

5. 取締役のうち、中尾秀光氏、阿久津聡氏及び長沢美智子氏は社外取締役であります。なお、阿久津聡氏及び長沢美智子氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
6. 取締役中尾秀光氏が最高顧問を務めるホウライ株式会社と当社との間には、損害保険及び広告掲載に関する取引があります。同氏のその他の重要な兼職先並びに取締役阿久津聡氏及び長沢美智子氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役長沢美智子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役豊住博氏、松本真輔氏及び西山都氏は社外監査役であります。なお、松本真輔氏及び西山都氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
9. 監査役松本真輔氏及び西山都氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
10. 監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 監査役西山都氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 当社は執行役員制を導入しております。平成27年２月24日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の６名を加え９名で構成しております。

上席執行役員	池田真吾	総務部長
上席執行役員	所芳正	財務部長
執行役員	杉本真人	商品部長
執行役員	大塚雅之	総務部担当部長
執行役員	安藤秀樹	人事部長
執行役員	上野一郎	営業本部担当部長兼有明本社ショールーム店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の総額（千円）
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （3名）	180,764 (18,000)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	25,000 (25,000)
合　　計	11名	205,764

（注）1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額16,296千円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として39,092千円を支給しております。
3. 上記のほか、平成26年３月28日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対し役員退職慰労金16,681千円を支給しております。なお、この金額は、過年度の事業報告と計算書類に記載した当該取締役に係る役員退職慰労引当金の16,851千円に含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	中　尾　秀　光	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、他の上場企業の代表取締役であった経験から発言を適宜行っております。
社外取締役	阿久津　　聡	当事業年度開催の取締役会全15回のうち12回に出席し、ブランド・マネジメント研究の専門家としての知識と経験から発言を適宜行っております。
社外取締役	長　沢　美智子	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
社外監査役	豊　住　　博	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、取締役の職務執行のモニタリング及び必要な意見陳述を適宜行っております。
社外監査役	松　本　真　輔	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
社外監査役	西　山　　都	当事業年度開催の取締役会全15回のうち13回に出席し、また監査役会全13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	39,500千円
②	当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39,500千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

６．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。

② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「ＣＲ委員会」という。）において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。

③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。

④ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。

⑤ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報ならびにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適

切に保存及び管理する。
② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、コンプライアンス相談規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
② ＣＲ委員会は、会社が直面するまたは将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、ＣＲ委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告または決裁を仰ぎ迅速に対応する。ＣＲ委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

⑸ 当社ならびに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社ならびに関係会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。関係会社の内部統制システムは、原則として関係会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。

② 関係会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。

③ 関係会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の関係会社を所管する部署の長を通じてＣＲ委員会に報告するものとし、ＣＲ委員会は、対応を協議し迅速に対処する。

④ 関係会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は関係会社会議を開催して情報交換を行う。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。

② 監査役の職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接またはリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。

② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び関係会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。

② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。

② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準小冊子に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

7．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**30,312,282**	**流動負債**	**9,518,102**
現金及び預金	11,519,560	支払手形	1,816,634
受取手形	125,075	買掛金	2,106,621
売掛金	2,360,518	未払金	411,316
商品	15,009,581	未払費用	1,756,132
前渡金	194,702	未払法人税等	674,522
前払費用	891,494	前受金	2,168,070
繰延税金資産	155,641	預り金	318,564
その他	57,267	賞与引当金	84,849
貸倒引当金	△1,560	販売促進引当金	32,311
		その他	149,078
固定資産	**16,398,298**	**固定負債**	**2,527,468**
有形固定資産	**2,844,545**	受入保証金	139,991
建物	883,164	役員退職慰労引当金	480,879
構築物	10,645	厚生年金基金解散損失引当金	507,106
機械及び装置	2,195	資産除去債務	340,854
車両運搬具	2,149	繰延税金負債	1,058,636
工具、器具及び備品	411,662	**負債合計**	**12,045,570**
土地	1,108,327	(純資産の部)	
建設仮勘定	426,400	**株主資本**	**31,960,597**
無形固定資産	**194,338**	**資本金**	**1,080,000**
ソフトウエア	181,495	**資本剰余金**	**3,690,470**
その他	12,843	資本準備金	3,690,470
投資その他の資産	**13,359,414**	**利益剰余金**	**27,991,004**
投資有価証券	7,153,415	利益準備金	270,000
関係会社株式	77,000	その他利益剰余金	27,721,004
長期前払費用	1,746	別途積立金	27,220,000
差入保証金	6,019,727	繰越利益剰余金	501,004
その他	109,124	**自己株式**	**△800,876**
貸倒引当金	△1,600	**評価・換算差額等**	**2,704,412**
		その他有価証券評価差額金	2,704,412
		純資産合計	**34,665,010**
資産合計	**46,710,580**	**負債及び純資産合計**	**46,710,580**

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成26年１月１日
至平成26年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		55,501,583
売上原価		24,903,138
売上総利益		30,598,444
販売費及び一般管理費		31,000,819
営業損失		402,375
営業外収益		
受取利息及び配当金	97,921	
その他の営業外収益	80,139	178,061
営業外費用		17,821
経常損失		242,135
特別利益		
投資有価証券売却益	2,149,704	2,149,704
特別損失		
賃貸借契約解約損	7,602	
減損損失	440,002	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	507,106	954,711
税引前当期純利益		952,858
法人税、住民税及び事業税	706,717	
法人税等調整額	△227,164	479,553
当期純利益		473,304

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成26年１月１日
至平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成26年1月1日　残高	1,080,000	3,690,470	3,690,470
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成26年12月31日　残高	1,080,000	3,690,470	3,690,470

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年1月1日　残高	270,000	27,120,000	869,122	28,259,122	△800,855	32,228,737
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	－	100,000	△100,000	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△741,423	△741,423	－	△741,423
当期純利益	－	－	473,304	473,304	－	473,304
自己株式の取得	－	－	－	－	△20	△20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	100,000	△368,118	△268,118	△20	△268,139
平成26年12月31日　残高	270,000	27,220,000	501,004	27,991,004	△800,876	31,960,597

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年1月1日　残高	4,021,562	4,021,562	36,250,299
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△741,423
当期純利益	－	－	473,304
自己株式の取得	－	－	△20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,317,149	△1,317,149	△1,317,149
事業年度中の変動額合計	△1,317,149	△1,317,149	△1,585,288
平成26年12月31日　残高	2,704,412	2,704,412	34,665,010

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式　移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得の建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２年～50年

工具、器具及び備品　２年～17年

(2) 無形固定資産　定額法

なお、ソフトウエア(自社利用)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用　期間を基準とする均等償却

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　貸倒引当金は、売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度末までに負担すべき額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 販売促進引当金　顧客に発行した家具購入商品券(サービス券)の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当事業年度末における合理的な見積り額を計上しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
６．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の合計額　4,519,027千円

(2) 不動産賃貸取引により担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務

担保に供している資産

建　　物	85,769千円
土　　地	10,023千円
計	95,793千円

担保されている債務

受入保証金	102,991千円

(3) 銀行休業日満期手形については満期日に決済が行われたものとしております。なお、銀行休業日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	8,150千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	989千円
短期金銭債務	53,465千円

(5) 取締役に対する金銭債権債務

長期金銭債務	37,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	31,552千円
仕入高	552,031千円
販売費及び一般管理費	735千円
営業外収益	1,233千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,400,000	－	－	19,400,000
合計	19,400,000	－	－	19,400,000
自己株式				
普通株式(注)	864,414	20	－	864,434
合計	864,414	20	－	864,434

(注)自己株式の増加数20株は、会社法第155条第７号の規定に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年３月28日定時株主総会	普通株式	741,423	40.00	平成25年12月31日	平成26年３月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年３月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	741,422	40.00	平成26年12月31日	平成27年３月30日

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

未払事業税	61,381千円
賞与引当金	30,206千円
未払事業所税	45,485千円
たな卸資産評価損	258,298千円
その他	19,334千円
小計	414,706千円
評価性引当額	△259,064千円
合計	155,641千円

繰延税金資産(固定)

一括償却資産償却超過額	10,398千円
ゴルフ会員権等評価損	63,541千円
土地建物等減損損失	350,947千円
投資有価証券評価損	129,066千円
役員退職慰労引当金	171,192千円
資産除去債務	121,344千円
厚生年金基金解散損失引当金	180,529千円
その他	132,619千円
小計	1,159,639千円
評価性引当額	△906,285千円
合計	253,354千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△253,354千円
繰延税金資産(固定)の純額	―

繰延税金負債(固定)

その他有価証券評価差額金	△1,306,532千円
資産除去債務に対応する除去費用	△5,457千円
合計	△1,311,990千円
繰延税金資産(固定)との相殺	253,354千円
繰延税金負債(固定)の純額	△1,058,636千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5〃
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0〃
評価性引当額	10.7〃
住民税等均等割	3.4〃
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.8〃
税額控除	△3.0〃
その他	△0.1〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.3%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）及び法人税等調整額（借方）が26,330千円増加します。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金に関する資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、店舗設置等に伴う差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金及び支払手形はほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成する方法などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注２)をご参照ください。)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,519,560	11,519,560	－
(2)受取手形	125,075	125,075	－
(3)売掛金	2,360,518	2,360,518	－
(4)投資有価証券			
その他有価証券	7,112,665	7,112,665	－
(5)差入保証金	5,991,898	5,559,947	△431,951
資産計	27,109,719	26,677,768	△431,951
(1)支払手形	1,816,634	1,816,634	－
(2)買掛金	2,106,621	2,106,621	－
負債計	3,923,256	3,923,256	－

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金　(2)受取手形　(3)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)差入保証金

これらの時価について、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する差入先の信用リスクを加味した利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(未償却残高133,920千円)が含まれております。

負債

(1)支払手形　(2)買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※１）	40,750
関係会社株式（※２）	77,000

（※１）上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

（※２）上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記しておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	11,505,199	－	－	－
受取手形	125,075	－	－	－
売掛金	2,360,518	－	－	－
差入保証金	172,728	1,602,361	3,273,887	942,921
合計	14,163,522	1,602,361	3,273,887	942,921

賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む。）及び遊休不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する損益は33,692千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は144,456千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
708,141	△152,551	555,589	980,578

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却（8,095千円）及び減損損失（144,456千円）であります。

3. 時価の算定方法

主として、固定資産税評価額を基準に自社で算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	大塚 勝久	―	―	当社代表取締役会長	直接 18.9%	土地の賃貸	土地の賃貸	1,080	受入保証金	37,000

(注) 1. 土地の賃貸(平成12年６月30日から)については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。また、５年毎に改定を検討する事としております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　1,870.19円
１株当たり当期純利益　25.53円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	473,304千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	473,304千円
普通株式の期中平均株式数	18,535千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年２月13日

株式会社　大　塚　家　具
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　明　典　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　板　谷　秀　穂　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大塚家具の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の

作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務管理部、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月25日

株式会社　大塚家具　監査役会

監査役(常勤社外監査役)　豊　住　　博　㊞

監査役(社外監査役)　松　本　真　輔　㊞

監査役(社外監査役)　西　山　　都　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案(第１号議案から第４号議案まで)〉

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本としたうえで、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

期末配当につきましては、業績及び将来見通し等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき40円　総額741,422,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年３月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

株主への安定的配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　300,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

現任取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。経営体制の強化を図るため取締役３名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	大塚（おおつか）　久美子（くみこ） （昭和43年２月26日生）	平成３年４月　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成６年３月　同行退職 平成６年４月　当社入社と同時に経営企画室長就任 平成８年３月　取締役経営企画室長兼営業管理部長就任 平成16年３月　取締役退任 平成16年４月　当社顧問就任 平成17年７月　当社顧問退任 平成17年７月　株式会社クオリア・コンサルティング設立と同時に代表取締役就任 平成19年１月　フロンティア・マネジメント株式会社執行役員就任 平成19年12月　同社退職 平成21年３月　当社代表取締役社長就任 平成21年４月　代表取締役社長兼営業本部長就任 平成25年３月　代表取締役社長兼営業本部長兼業務管理部管掌就任 平成26年３月　代表取締役社長兼業務管理部管掌就任 平成26年４月　代表取締役社長就任 平成26年７月　取締役就任 平成27年１月　代表取締役社長就任（現任）	23,200株
2	佐野（さの）　春生（はるお） （昭和40年２月27日生）	昭和63年４月　当社入社 平成11年８月　幕張ショールーム店長就任 平成15年６月　商品部長就任 平成17年３月　執行役員商品部長就任 平成20年３月　上席執行役員商品部長就任 平成21年３月　取締役上席執行役員商品部長就任 平成23年３月　取締役商品部長就任 平成23年６月　取締役執行役員商品部長就任 平成24年３月　取締役上席執行役員商品部長就任 平成25年12月　取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長就任 平成26年３月　取締役上席執行役員商品流通本部長就任 平成26年８月　取締役上席執行役員流通本部長就任（現任）	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※大塚 雅之 (昭和51年9月28日生)	平成13年2月　当社入社 平成18年10月　秋田木工株式会社取締役就任 平成20年9月　同社退職 平成20年9月　当社社長付部長兼建装部次長就任 平成21年12月　業務管理部担当次長兼建装部担当部長就任 平成22年7月　営業本部担当部長(法人営業部門担当)就任 平成24年3月　執行役員(営業本部コントラクト営業担当)就任 平成26年8月　執行役員(総務部担当)就任(現任)	23,400株
4	※山田 和男 (昭和30年3月18日生)	昭和54年7月　当社入社 昭和61年～　横浜ショールーム店長を含む各店舗の店長を歴任 平成21年12月　営業本部担当部長就任 平成22年7月　有明本社ショールーム店長就任 平成23年8月　新宿ショールーム店長就任 平成24年8月　営業本部担当部長就任 平成26年4月　業務管理部担当部長就任 平成26年6月　業務管理部部長就任(現任)	1,556株
5	阿久津 聡 (昭和41年7月11日生)	平成10年5月　カリフォルニア大学バークレー校経営学博士(Ph.D.) 平成10年12月　一橋大学商学部専任講師 平成12年4月　同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成13年6月　同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 ※平成19年　助教授から准教授へ名称変更 平成18年6月　ニフティ株式会社取締役(社外取締役)就任(現任) 平成20年10月　情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員准教授 平成22年3月　当社取締役就任(現任) 平成22年4月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 平成22年4月　情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授 平成25年9月　株式会社アダストリアホールディングス取締役(社外取締役)就任(現任)	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	長沢 美智子 (昭和26年8月26日生)	昭和59年４月　弁護士登録 平成17年４月　国土交通省独立行政法人評価委員会委員(現任) 平成19年４月　学習院大学法科大学院教授 平成20年１月　東京丸の内法律事務所パートナー(現任) 平成24年９月　日本振興清算株式会社代表清算人(現任) 平成25年３月　当社取締役就任(現任)	なし
7	※緒方 節子 (昭和23年1月7日生)	昭和53年～昭和54年　McKinsey&Company日本支社(リサーチ部門のリサーチャー) 昭和54年～昭和57年　Helene Curtis Japan Marketing部門(新商品のグローバル・マーケティング日本担当) 昭和57年～昭和59年　CPC International日本支社(日本市場向けの新規商品開発チームメンバー) 昭和59年～平成元年　Vaubel&Company(ドイツ銀行子会社の買収でRoland Berger Japanに社名変更)(マーケティング部門シニア・コンサルタント) 平成元年～平成６年　三菱商事株式会社東京本社(企業情報部(M&A部門)シニア・コンサルタント) 平成７年～平成14年　フリーランス SF在住(シリコンバレー、日本、ヨーロッパ) 平成14年～平成21年　フリーランス　東京在住(東京、シリコンバレー、ヨーロッパ) 平成21年～平成26年　株式会社アオイ/Christian Louboutin Japan(クリスチャン・ルブタン・ジャパン)日本支社ジェネラルマネージャー就任 平成26年　フリーランス(東京、アジア、アメリカ)	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※渡邊 太門 (昭和32年1月6日生)	昭和54年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成元年４月　シンガポール興銀取締役就任 平成５年11月　興銀NWアセットマネジメントへ出向 平成11年６月　フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問代表取締役社長就任 平成15年９月　フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・ジャパンリミテッド取締役インスティテューショナル本部長就任 平成16年２月　野村アセットマネジメント株式会社入社 平成16年４月　同社投資顧問業務部長就任 平成17年４月　同社執行役就任 平成20年４月　同社常務執行役就任 平成21年４月　同社常務Nomura Asset Management UK及びGermany会長兼取締役、Nomura Funds Ireland及びLuxembourg会長就任 平成24年４月　同社常務Nomura Asset Management Singapore及び香港会長兼取締役、Head of Asia Pacific ex Japan就任 平成26年４月　同社顧問就任 平成26年９月　株式会社構造計画研究所取締役就任(現任) 平成26年10月　東京海上アセットマネジメント株式会社取締役就任(現任)	なし
9	※朝永 久見雄 (昭和38年12月18日生)	昭和61年４月　中央信託銀行株式会社(現　三井住友信託銀行株式会社)入行 平成９年９月　東京三菱証券株式会社(現　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成13年９月　ドイツ証券会社ディレクター 平成19年９月　JPモルガン証券株式会社マネジングディレクター就任 平成22年８月　シティグループ証券株式会社マネジングディレクター就任 平成25年１月　株式会社Hidden Gems設立と同時に代表パートナー就任(現任) 平成25年２月　リンカーン・インターナショナルシニアアドバイザー就任 平成26年４月　大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師	4,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	※宮本惠司 (昭和22年２月13日生)	昭和44年４月　株式会社三越入社 平成３年３月　同社商品本部管理部長就任 平成６年３月　同社本社業務本部業務部長就任 平成８年３月　同社本社営業推進室長就任 平成10年５月　同社取締役就任 平成11年３月　同社取締役営業本部副本部長就任 平成12年５月　同社常務取締役就任 平成14年３月　同社常務取締役本社経営推進室室長就任 平成15年３月　同社常務取締役本店長就任 平成17年３月　同社常務取締役本社グループ事業本部本部長就任 平成18年５月　同社常務取締役退任 平成18年５月　株式会社スタジオアルタ社長就任 平成20年４月　社団法人日本パブリックビューイング協会(JPVA)代表理事代行就任(現任) 平成20年４月　株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ代表取締役社長就任(現任) 平成20年４月　関西学院大学経済学部特別講師(現任) 平成24年７月　株式会社バス・コミュニケーションズ専務取締役就任(現任) 平成25年１月　株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ代表取締役社長就任(現任)	なし

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿久津聡氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって５年となります。ブランド・マネジメント研究の専門家として豊富な知識と実績を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 長沢美智子氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年となります。弁護士としての専門性を有し、弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験に基づいて当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 緒方節子氏は社外取締役候補者であります。国内外の複数の戦略コンサルティング会社での勤務経験を有し、様々な企業の市場開発・事業提携等をサポートした豊富な知識と実績を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任を

お願いするものであります。

6. 渡邊太門氏は社外取締役候補者であります。大手金融機関において取締役・執行役としての勤務経験を有し、資本市場における豊富な知識と実績を有するとともに、コーポレートガバナンスを運用において重視する大手日系運用機関の社外取締役に就任するなど、ガバナンスの分野における知見と実績を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 朝永久見雄氏は社外取締役候補者であります。信託銀行のファンドマネージャー及び国内外の証券会社等において小売部門のアナリストとして活動した経験を有し、日本経済新聞アナリストランキング小売部門において12年連続で首位を獲得するなど、小売業界に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 宮本惠司氏は社外取締役候補者であります。小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 当社は、阿久津聡及び長沢美智子の両氏との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
10. 緒方節子、渡邊太門、朝永久見雄及び宮本惠司の各氏の選任が承認された場合、当社はこれらの方との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
11. 取締役候補者山田和男氏の所有する当社株式には、大塚家具従業員持株会を通じての保有分を含めております。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、大塚家具従業員持株会の規約に基づき、退会に際しての処理が行われます。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役豊住博及び松本真輔の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。監査体制の強化を図るため監査役１名を増員することとし、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	※稲岡　稔（いなおか　みのる） （昭和20年８月31日生）	昭和45年 昭和59年 昭和61年 平成５年 平成13年 平成18年 平成18年 平成20年 平成23年 平成24年	毎日新聞社入社(地方部・社会部・政治部記者) 株式会社イトーヨーカ堂入社 同社総務部総括マネジャー就任 同社取締役・渉外業務室長就任 同社常務取締役・総務本部長就任 株式会社セブン&アイ・ホールディングス常務執行役員総務部シニアオフィサー就任 株式会社イトーヨーカ堂取締役就任 株式会社セブン&アイ・ホールディングスCSR統括委員会委員長・法務部シニアオフィサー就任(兼務) 早稲田大学大学院非常勤講師 中央大学大学院特任教授 株式会社イトーヨーカ堂顧問就任 同社退職	なし
2	※田路至弘（とうじよしひろ） （昭和34年８月21日生）	昭和57年 昭和61年12月 昭和63年 平成元年～ 平成３年 平成３年４月 平成９年 平成９年～ 平成10年 平成11年 平成16年 平成19年 平成23年	株式会社神戸製鋼所入社 同社退職 司法試験合格 司法研修所(43期) 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所 パリ第２大学DSU修了 リチャード・バトラー法律事務所(パリ・ロンドン)にて執務 株式会社常陽銀行コンプライアンス監査委員会委員(現任) 飛島建設株式会社社外監査役就任(現任) 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会委員(現任) TANAKAホールディングス株式会社社外監査役就任(現任)	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※隈元 慶幸(くまもと よしゆき) (昭和37年12月26日生)	昭和61年４月　株式会社ブリヂストン入社(研究所勤務) 昭和63年６月　同社退職 平成３年10月　司法試験合格 平成６年４月　弁護士登録 平成13年４月　堀裕法律事務所(現　堀総合法律事務所)入所 平成15年６月　株式会社パソナキャリアアセット(現　株式会社パソナ)監査役就任(現任) 平成16年４月　株式会社メディカルアソシア監査役就任 平成19年５月　小倉クラッチ株式会社監査役就任(現任) 平成20年２月　東京逓信病院倫理委員会委員就任 平成22年８月　株式会社オルトプラス監査役就任(現任) 平成23年10月　株式会社アイリッジ監査役就任(現任) 平成24年３月　東京逓信病院倫理委員会委員退任 平成24年４月　東京逓信病院治験審査委員会委員就任(現任) 平成25年１月　株式会社ナノエッグ監査役就任(現任) 平成25年６月　株式会社シンプレクス・リート・パートナーズコンプライアンス委員会委員(現任) 平成26年３月　株式会社メディカルアソシア監査役退任 平成26年８月　株式会社App Broad Cast監査役就任(現任)	なし

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 稲岡稔氏は社外監査役候補者であります。小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に加え、CSR、社会的貢献に注力した実績を有しており、企業法務に係る豊富な知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 田路至弘氏は社外監査役候補者であります。弁護士としての専門性を有しており、弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 隈元慶幸氏は社外監査役候補者であります。弁護士としての専門性を有しており、弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 稲岡稔、田路至弘及び隈元慶幸の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役豊住博氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
豊住（とよずみ）　博（ひろし）	平成20年３月　　当社常勤監査役就任(現任)

〈株主提案(第５号議案及び第６号議案)〉

第５号議案及び第６号議案は、株主(１名)からのご提案によるものであります。

なお、提案株主の有する議決権の個数は35,000個であります。

以下、議案の要領及び提案理由は、株主から提出された株主総会議題等提案書の議案の要領及び提案理由をそのまま記載しております。

株主提案に対する当社取締役会の意見は、第５号議案及び第６号議案の後に記載しております。

第５号議案　取締役１０名（大塚勝久、大塚勝之、渡辺健一、池田真吾、所芳正、岩﨑二郎、宇田川秀人、富松善彦、名取勝也、伊藤勝彦）選任の件

（１）議案の要領

次の１０名を一括して取締役として選任する。

候補者１

氏名：大塚勝久

生年月日：昭和１８年４月２７日

所有株式数：３，５００，０００株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和４４年３月	株式会社大塚家具センター代表取締役社長
昭和４７年８月	株式会社桔梗（現　株式会社大塚家具）代表取締役社長
平成２１年３月	当社代表取締役会長（現任）

候補者２

氏名：大塚勝之

生年月日：昭和４４年７月１９日

所有株式数：２６，５００株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

平成８年３月	当社取締役商品副本部長兼商品部長兼有明ショールーム館長
平成９年１２月	当社取締役商品本部長兼社長室長
平成１４年７月	当社取締役営業本部長
平成１９年３月	当社取締役常務執行役員ブランド事業部長
平成２３年１月	当社顧問

平成２３年６月　　当社執行役員
平成２４年３月　　当社常務執行役員営業本部担当部長
平成２６年８月　　当社取締役専務執行役員（現任）

候補者３

氏名：渡辺健一

生年月日：昭和４３年８月５日

所有株式数：２，０００株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

平成２年４月　　当社入社
平成１０年１１月　当社津田沼ショールーム店長
平成１２年１１月　当社多摩ショールーム店長
平成１９年３月　　当社新宿ショールーム店長
平成２２年１２月　当社営業本部担当部長
平成２３年６月　　当社執行役員営業本部担当部長
平成２４年１０月　当社執行役員有明本社ショールーム店長
平成２６年３月　　当社取締役執行役員営業副本部長兼有明本社ショールーム店長（現任）

候補者４

氏名：池田真吾

生年月日：昭和４４年５月３１日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

平成６年４月　　当社入社
平成１９年３月　　当社営業推進部長
平成２１年４月　　当社執行役員営業部長兼会長補佐
平成２１年１２月　当社執行役員営業本部担当部長兼営業企画部長兼会長補佐
平成２２年９月　　当社執行役員営業企画部長
平成２３年１２月　当社執行役員クリエイティブ企画部長
平成２６年８月　　当社上席執行役員総務部長（現任）

候補者５

氏名：所芳正

生年月日：昭和３１年１０月５日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和５６年４月	ブリヂストン・ベカルト・スチール・コード株式会社（現株式会社ブリヂストン）入社
昭和６１年８月	太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
昭和６２年４月	ロイター・ジャパン株式会社（現トムソン・ロイター）入社
平成３年６月	日本オラクル株式会社入社　管理部経理課長
平成４年２月	同社管理本部経理課長
平成６年９月	同社管理本部経理部長
平成９年５月	同社監査室室長
平成１３年８月	同社常勤監査役
平成２０年１０月	株式会社ユニマットリバティー（現株式会社ユニマットプレシャス）常務取締役管理本部長
平成２１年１０月	当社入社
平成２２年８月	当社執行役員財務部長
平成２６年８月	当社上席執行役員財務部長（現任）

候補者６

氏名：岩﨑二郎

生年月日：昭和２０年１２月６日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和４９年４月	東京電気化学工業株式会社（現ＴＤＫ株式会社）入社
平成１年３月	同社マレーシア製造現地法人社長
平成８年６月	ＴＤＫ株式会社取締役人事教育部長
平成１８年７月	同社取締役専務執行役員
平成２０年３月	ＧＣＡサヴィアングループ株式会社社外監査役（現任）
平成２１年６月	ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社取締役執行役員常務
平成２３年３月	ＳＢＳホールディングス株式会社社外監査役（現任）
平成２３年４月	帝京大学経済学部経営学科教授
平成２６年４月	同大学経済学部経営学科特任教授（現任）

候補者７

氏名：宇田川秀人

生年月日：昭和２３年７月９日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和４６年４月	株式会社松屋入社
平成８年５月	同社取締役総務部長・関連事業部長

平成１３年５月　　同社常務取締役総務部長、庶務部・広報部担当
平成１７年３月　　同社常務取締役営業副本部長、外販事業部長
平成２２年３月　　株式会社アタ－ブル松屋フードサービス取締役会長（現任）
平成２４年３月　　東海汽船株式会社社外監査役（現任）

候補者８

氏名：富松善彦

生年月日：昭和１８年１月２日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和４１年４月　　三井信託銀行入行
昭和４５年４月　　和光証券株式会社出向
昭和５４年１０月　茜証券株式会社代表取締役
平成４年９月　　ロンバー・オディエ銀行東京代表
平成１５年１月　　ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ本社顧問

候補者９

氏名：名取勝也

生年月日：昭和３４年５月１５日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和６１年４月　　桝田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
平成２年６月　　Davis Wright Tremaine法律事務所入所
平成４年７月　　Wilmer,Cutler&Pickering法律事務所入所
平成５年７月　　エッソ石油株式会社入社
平成７年１月　　アップルコンピュータ株式会社入社
平成９年１月　　サン・マイクロシステムズ株式会社取締役
平成１４年３月　　㈱ファーストリテイリング執行役員
平成１６年１月　　日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
平成２２年４月　　同社執行役員
平成２４年２月　　名取法律事務所長（現任）
平成２４年４月　　オリンパス株式会社監査役（現任）

候補者１０

氏名：伊藤勝彦

生年月日：昭和４７年７月２日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

平成１２年１０月	弁護士登録（５３期）
平成１３年６月	株式会社日本イトミック監査役
平成１５年７月	霞が関パートナーズ法律事務所パートナー
平成１８年１月	東京弁護士会・綱紀委員会委員（現任）
平成２０年４月	東京弁護士会・司法修習委員会委員（現任）
平成２０年７月	財団法人日本太鼓連盟監事
平成２３年１月	東京簡易裁判所・司法委員（現任）

（注）

１．岩﨑二郎氏、宇田川秀人氏、富松善彦氏、名取勝也氏、伊藤勝彦氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者です。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．社外取締役候補者の選定理由

候補者６岩﨑二郎氏は、ＴＤＫ株式会社取締役としての経験、及び上場企業の社外監査役の経験等から、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。

候補者７宇田川秀人氏は、長きにわたって株式会社松屋で経営に携わり、小売業界における豊富な知識、経験を踏まえて当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。

候補者８富松善彦氏は、金融の専門的知見を持ち、富裕層向けプライベートバンクでの豊富な経験、ノウハウに基づき当社の業績拡大に向けて適切な助言をいただけるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。

候補者９名取勝也氏は、弁護士として豊富な経験を有しており、また、事業会社における経験等を踏まえて、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。

候補者１０伊藤勝彦氏は、弁護士として豊富な経験を有しており、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。

４．岩﨑二郎氏、宇田川秀人氏、富松善彦氏、名取勝也氏、伊藤勝彦氏が社外取締役に選任された場合、同氏らは、会社法第４２７条第１項に基づき、当社がその締結に応じることを条件として、当社との間で、会社法４２３条第１項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、会社法第４２５条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結す

る予定であります。

（２）提案理由

当社は、平成２７年１月２８日付適時開示で代表取締役の異動を公表した。同開示には「経営管理体制を強化し、両代表取締役のもとで企業価値向上を目指すこととなったため」との記載があるが、突発的な緊急動議の発議があり、４名賛成、３名反対による事実上の社長解職であった。大塚久美子氏が平成２１年３月に当社代表取締役社長にして以降、長きにわたって業績が低迷し未だ就任前の水準には回復していない。その結果、昨年７月に苦渋の決断として社長交代に至ったにも関わらず、クーデターとも言うべき方法での社長復帰は、企業価値を大幅に毀損するばかりでなく、経営の私物化という言語道断の行為である。大塚久美子氏、及び当日緊急動議に賛成した現任取締役は上場企業の取締役としての資質を欠いており、経営体制を抜本的に刷新し強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築した上で早期の業績回復を実現すべく、取締役１０名の選任を提案するものである。

第６号議案　監査役２名（渡辺弘和、毛塚邦治）選任の件

（１）議案の要領

次の２名を一括して監査役として選任する。

候補者１

氏名：渡辺弘和

生年月日：昭和３０年１１月１５日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

昭和５４年４月　　当社入社
平成２１年１月　　当社内部監査室課長
平成２３年１２月　当社内部監査室長（現任）

候補者２

氏名：毛塚邦治

生年月日：昭和４２年６月３０日

所有株式数：０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

平成４年１０月	Coopers&Lybrand Tokyo（中央新光監査法人東京事務所）入所
平成１１年１１月	PwC Deutsche Revision AG出向
平成１４年９月	中央青山監査法人広島事務所出向
平成１８年５月	毛塚会計事務所設立
平成２６年１２月	ジャパン・フード＆リカー・アライアンス（株）補欠監査役（現任）

（注）

１．毛塚邦治氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号の社外監査役候補者です。

２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．社外監査役候補者の選定理由

候補者２毛塚邦治氏は、公認会計士として財務、経理等の専門的知識を有しており、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと考え、社外監査役候補者とするものであります。

４．毛塚邦治氏が社外監査役に選任された場合、同氏は、会社法第４２７条第１項に基づき、当社がその締結に応じることを条件として、当社との間で、会社法４２３条第１項に定める社外監査役の当社に対する損害賠償責任について、会社法第４２５条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

（２）提案理由

取締役１０名選任の件における提案理由で記載の通り、経営体制を抜本的に刷新し、強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築することは急務であり、現任の監査役に代わり、新たな監査役２名の選任を提案するものである。

《第５号議案及び第６号議案の株主提案に対する当社取締役会の意見》

当社取締役会としては、上記第５号議案及び第６号議案の株主提案（以下「本株主提案」といいます）に反対いたします。

(1) 経営体制の刷新による経営改革の断行

家具業界における競争が激化する中で、営業成績が昨年下半期には営業赤字

に転落するなど、当社を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。また、平成26年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」に基づいて、平成26年12月12日に公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)」(以下「コーポレートガバナンス・コード案」といいます)をもとに、現在コーポレートガバナンス・コードの策定が進められており、いわゆる「攻めのガバナンス」の実現によって、健全な企業家精神の発揮及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが求められております。このような環境下において、当社においても経営の透明性を確保し、機動的かつ実践的な経営体制を整備することが急務となっており、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様の最善の利益を実現するため、当社は本年１月に社長交代を実施し、以後経営体制の刷新に努めてまいりました。

当社取締役会は、かかる状況であるからこそ、引き続き責任ある経営体制の下で、経営改革・ガバナンス体制のさらなる整備を進め、株主への受託者責任を果たすとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上を図っていく必要があると考えております。

(2) 会社提案が当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から最良の選択肢であること

当社は、本総会において、第２号議案に記載の10名を取締役候補者(うち６名が社外取締役候補者となります)とする取締役選任議案、及び第３号議案に記載の３名を監査役候補者とする監査役選任議案(併せて以下「会社提案」といいます)を上程する予定です。当社としては、これらの候補者の選任が、コーポレートガバナンス・コード案で示された考え方に沿った、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から最良の選択肢であると考えております。

すなわち、企業価値・株主利益の向上のためには、当社の経営を付託する取締役・監査役は、会社の経営一般に関する深い知識・経験のみならず、コーポレートガバナンス・コード案でも示されている「健全な起業家精神」を保持し、ガバナンスに関する適切な規律の下で、適切に経営手腕を発揮し、従業員、顧客の皆様、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けたリーダーシップを発揮することができる者であることが必要です。また、株主に対する受託者責任を適切に果たしていくためには、社外取締役による監督機能の発

揮が重要であり、その観点から、質量共に十分な社外取締役の選任が求められています。

会社提案における取締役候補者のうち、大塚久美子氏は、当社代表取締役社長就任以後、一貫して当社のガバナンス体制の整備を通じた健全な企業文化の醸成に尽力しており、また、家具販売事業に関する深い知識・経験を有すると共に、広く当社グループの従業員との間で強い信頼関係が築かれており、お客様や取引先との間においても強固な信頼関係を構築しております。加えて、外国人株主を含む株主との建設的な対話を重視する経営方針をとっており、機関投資家からも厚い信頼を勝ち得ております。

また、佐野春生氏・大塚雅之氏は、当社専任の取締役・執行役員として、代表取締役社長を補佐し、それぞれ商品開発・流通、建装営業・総務等を担当し、顧客の皆様・取引先の皆様との強固な信頼関係の下で、当社の経営の要として活動してまいりました。

山田和男氏は、当社に入社後、長期にわたり営業活動の第一線を担い、家具販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有しており、業務管理部部長として、当社の営業支援・内部統制システム構築において重要な役割を果たしてまいりました。

阿久津聡氏は、既に約５年にわたって当社の社外取締役を務め、当社の事業に対する十分な知識・経験を有するほか、ブランドマネジメント研究の専門家としての豊富な知見に基づき、取締役会における営業戦略等の建設的な議論・検討に多大な貢献を行っており、また、社外取締役としての高い独立性も有しております。

長沢美智子氏は、既に約２年にわたって当社の社外取締役を務め、当社の事業に対する十分な知識・経験を有するほか、弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験を有し、また、社外取締役としての高い独立性も有しております。

緒方節子氏は、国内外の複数の戦略コンサルティング会社での勤務経験を有し、様々な企業の市場開発・事業提携等をサポートした豊富な知見に基づき、取締役会における営業戦略全般への議論・検討への貢献が期待されています。

渡邊太門氏は、大手金融機関の取締役・執行役として投資運用業務に従事した経験を有し、コーポレートガバナンスを運用において重視する大手日系運用機関の社外取締役に就任するなど、資本市場及びガバナンスの分野に関する豊

富な知見に基づき、取締役会における営業戦略全般への議論・検討や資本市場対応・ガバナンス体制構築等についての貢献が期待されています。

朝永久見雄氏は、信託銀行のファンドマネージャー及び国内外の証券会社等において小売部門のアナリストとして活動した経験を有し、日本経済新聞アナリストランキング小売部門において12年連続で首位を獲得するなど、小売業界に関する豊富な知見に基づき、取締役会における営業戦略全般への議論・検討への貢献が期待されています。

宮本惠司氏は、小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に基づき、取締役会における営業戦略等、とりわけ当社の販売戦略についての助言を行うことが期待されています。

稲岡稔氏は、小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に加え、CSR、社会的貢献に注力した実績を有しており、常勤監査役として効率的かつ実践的な監督を行うことが期待されています。

田路至弘氏及び隈元慶幸氏は、それぞれ企業法務分野の弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験を有し、また、社外監査役としての高い独立性も有しております。

当社は、これらの者が、それぞれの強みや個性を最大限発揮した上、当社グループの従業員と一致団結して当社グループの経営及びその監視に取り組むことにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を果たすことができると確信しております。

(3) 株主提案が承認された場合の企業価値毀損のおそれ

一方、提案株主は、早期の業績回復のために経営体制の抜本的刷新と強固なコーポレートガバナンス体制の構築が必要であるとして、本株主提案に係る取締役・監査役候補者を提案しております。

しかしながら、提案株主は、昨年７月の社長就任後、新たな経営方針を明らかにすることなく漫然と広告宣伝費の支出を増加させた結果、本年１月の社長交代までの期間においてむしろ当社業績は悪化し、昨年12月24日付のプレスリリースでも公表しておりますとおり、下半期は営業赤字に転落いたしました。

上記のような状況を打破し、経営の透明性を確保するため、経営体制を刷新することを企図して社長交代を実施したにもかかわらず、その直後に本株主提案を実施したこと自体、提案株主に新経営体制に協力する意図がないことを示

すものであって、当社経営を再度混乱かつ不透明にさせ当社の企業価値・株主利益を毀損するものであるといわざるを得ません。

また、コーポレートガバナンス・コード案においては、「社内における女性の活用を含む多様性の確保」を推進することが求められているところ、本株主提案にかかる取締役・監査役候補者はすべて男性であって、現在進められているコーポレートガバナンスをめぐる取組みに逆行するものとなっています。

以上より、当社取締役会としては、会社提案の取締役候補者及び監査役候補者が当社の経営を行い、またそれを監視する体制こそが、当社の経営の透明性確保、企業価値・株主共同の利益の向上にとって最良の選択肢であると確信しており、本株主提案に反対いたします。

以 上

第44回定時株主総会
会場ご案内図

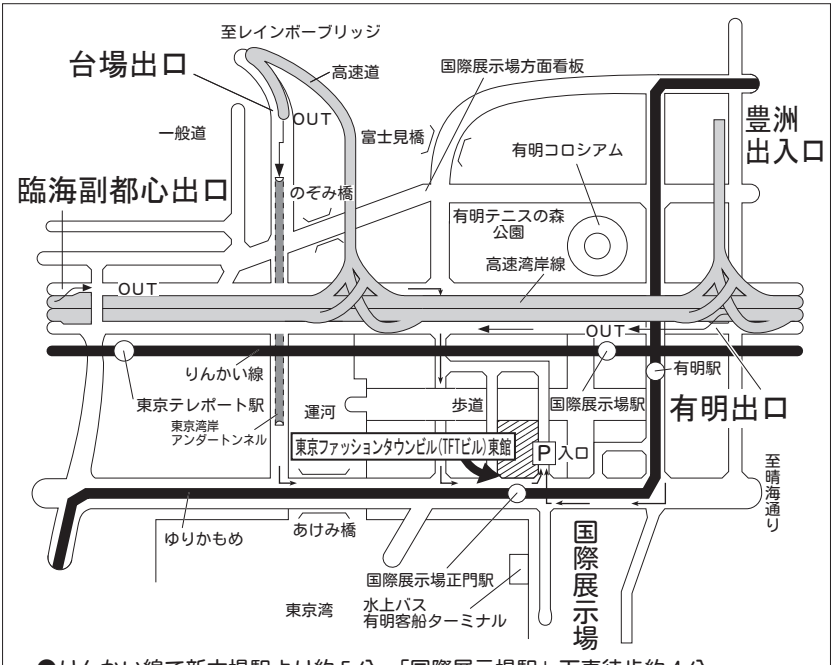

●りんかい線で新木場駅より約５分、「国際展示場駅」下車徒歩約４分。
●りんかい線で大崎駅より約13分、「国際展示場駅」下車徒歩約４分。
●ゆりかもめで新橋駅より約22分、「国際展示場正門駅」直結。
●ゆりかもめで豊洲駅より約８分、「国際展示場正門駅」直結。
●首都高速11号線、レインボーブリッジ経由、「台場」出口より約３分。
●首都高速９号線、湾岸線経由、「有明」出口より約５分。
●首都高速湾岸線で、大井方面からは「臨海副都心」出口より約５分。葛西方面からは「有明」出口より約５分。

（会場） 東京都江東区有明三丁目６番11号
東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館 ９階会議室
（Dエレベーターをご利用下さい。）